



秋田県公報

目次

告示

特定計量器定期検査の実施(五六五・計量検定所)
 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(五六六・都市計画課)
 都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告(五六七・都市計画課)
 平成十四年度砂利採取業務主任者試験の実施(五六八・河川課)
 公告
 土地改良区の役員の退任の届出(秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地処分(仙北総合農林事務所)

告示

秋田県告示第五百六十五号
 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。
 平成十四年八月二十三日

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所
 秋田県知事 寺田典城

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
平成十四年			午前十時三十分から正午まで	

仁賀保町	金浦町	象潟町	西目町	岩城町	大内町	本荘市	九月二十五日	午後一時から午後四時まで	本荘市広域交流センター
〃	〃	〃	〃	〃	〃	非自動はかり及び分銅等	平成十四年九月二十六日	午前九時から正午まで	
平成十四年十月九日	平成十四年十月九日	平成十四年十月八日	平成十四年十月八日	平成十四年十月七日	平成十四年十月七日	平成十四年九月二十七日	平成十四年九月二十六日	午後一時から午後四時まで	
午後一時から午後四時まで	午前九時から午前十一時まで	午後一時三十分から午後四時まで	午前十時から正午まで	午後二時から午後三時まで	午前十一時から正午まで	午後一時から午後三時まで	午後一時から午後四時まで	午後九時から正午まで	
仁賀保町総合福祉交流センター	金浦町労働者研修センター	象潟町構造改善センター	西目町役場	岩城町自然休養村センター	大内町民体育館				

矢島町	非自動はかり及び分銅等	平成十四年十月十日	午前九時から午前十一時三十分まで	矢島町農業指導センター
鳥海町	"	平成十四年十月十日	午後一時三十分から午後四時まで	鳥海町保健センター
東由利町	"	平成十四年十月十一日	午前九時から午前十一時まで	健康増進センター
由利町	"	平成十四年十月十一日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	由利町中央コミニティセンター

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成十四年九月二十五日から同年十月十一日まで

三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第五百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称
男鹿都市計画公園（六・五・一号男鹿総合運動公園）
- 二 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 男鹿市船川港比詰字大沢田

三 都市計画の変更年月日 平成十四年八月二十三日

秋田県告示第五百六十七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年八月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画事業の種類及び名称
平成六年建設省告示第二千四十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
- 二 施行者の名称
秋田県
- 三 事務所の所在地
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田建設事務所用地課
- 四 事業地の所在
収用の部分 変更なし

秋田県告示第五百六十八号
砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり平成十四年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所
(一) 日時 平成十四年十一月八日（金）午前十時から正午まで
(二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎
- 二 試験科目
(一) 砂利の採取に関する法令
(二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 三 受験資格
年齢、性別及び学歴を問わない。
- 四 受験申込みに必要な書類

公 告

(一) 受験願書
 履歴書(砂利採取業者の登録等に関する規則様式第十によるもの。)
 写真(手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、
 撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間 平成十四年八月二十三日(金)から同年十月十一日(金)までの午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 場所 各建設事務所

六 受験願書の受付

(一) 期間 平成十四年九月十二日(木)から同年十月十一日(金)までの午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 場所 各建設事務所

七 受験手数料

(一) 額 七千六百円

(二) 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十四年十二月中旬に秋田県公報に登載するとともに、県庁正面及び各地方総合庁舎公告掲示板に掲示する。

九 試験結果の開示

(一) 開示する項目 科目別得点及び総合得点

(二) 開示請求の受付期間 合格発表の日から一か月以内の午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(三) 開示する場所 建設交通部河川課及び各建設事務所

十 試験についての問い合わせ先

建設交通部河川課又は各建設事務所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員(の退任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月二十三日

退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

秋田市飯島鼠田四丁目十番十四号

保坂 忠

平成十四年八月九日県営土地改良事業(辰ノ口地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)八十九条第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年八月二十三日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄